

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島市	金谷川ブロック(浅川、関谷、金沢)	R4年2月3日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	230ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	152ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	103ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	75ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	14ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地区内における70歳以上の農業者の耕作面積103haの内、後継者未定の耕作面積が75haと7割を超える。近い将来想定される営農継続困難農家の拠り所となる集落営農組織の設立が求められる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)水田 「金谷川農作業受託組合」を設立し、地区内の水稲作業を請け負う。 地区内の水田利用は、当面地域の中心経営体である複数の農業者が請け負うが、5年後をめどに認定農業者1経営体と複数の担い手で構成する「金谷川農作業受託組合」が水稲作業を請け負う。 組合の5年後の法人化を検討し、農地中間管理事業による集積・集約を視野に事業を展開する。
(2)畑 畑利用については、農地中間管理事業による個別マッチングにより担い手への集積を図る。 また、農地の受け手として中心経営体である認定農業者3経営体と、「金谷川農作業受託組合」が5年後をめどに法人化後、園芸品目を導入し畑作の担い手とする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積(a)	経営作目	経営面積(a)	営農を営む範囲
「集」	金谷川農作業受託組合	水稲	1,200	水稲	1,400	金谷川
「認農」	A	水稲	250	水稲	250	〃
「認農」	B	水稲	48	水稲	48	〃
		花卉	72	花卉	72	〃
「認農」	C	水稲	150	水稲	150	〃
		果樹	200	果樹	200	〃
		花卉	65	花卉	65	〃
「認農」	D	花卉	100	花卉	100	〃
「認農」	E	水稲	3,300	水稲	3,300	〃
		花卉	240	花卉	240	〃
	F	水稲	150	水稲	150	〃
	G	水稲	250	水稲	250	〃
		野菜	8	野菜	8	〃
「認農」	H	水稲	310	水稲	310	〃
		花卉	40	花卉	40	〃
計	9経営体		6,383		6,583	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1)農地の貸付け等の意向 アンケートによれば貸付け等の意向が確認された農地は12,450aで、この内水田は9,280a、畑地は180aとなっている。
(2)農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を農地中間管理機構を通して貸借を行う。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをすすめることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
(3)新規・特産化作物の導入方針 将来的に、「金谷川農作業受託組合」として水稲以外に、収益性の高い園芸品目の生産に取り組めるよう準備する。